

墜落・転落による労働災害を防止しましょう

今年は墜落・転落による労働災害が多く発生しています！
 （令和4年1月1日以降、7件発生（6月15日現在））

墜落・転落による災害は重大な災害になることが多いですが、しっかりと予防をすれば災害の発生を防ぐことができます！

リーフレットを確認し、事業場で墜落・転落災害をなくしましょう！

1. 脚立、はしご はしごを使う前に / 脚立を使う前に

<https://www.mhlw.go.jp/content/000746780.pdf>



はしごを使う前に

はしごを使う前は、次のチェックリストを確認して、作業現場の環境をしっかりと確認し、おなれや安全な状態に保つて作業を行うため、すべてにチェックがらいた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 3 のチェック！！

（作業前点検リスト）
 年 月 日 天気（晴・曇・雨・雪）
 現場名 確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状態を確認している
- （はしごをボルトで取付けている場合）ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め（転動防止装置）がある
- 転は脱けにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※転倒して重傷や死亡、ごチェックしましょう

【脚立安全使用（活用）に準拠している事業場】

1. 丈夫な構造
2. 材料が新しい鋼管、腐食がない
3. 転動防止装置の上
4. すべて必要箇所の締り止めを締め切る必要のある構造

【はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！】
 リーフレットも確認してください。

厚生労働省・標準作業員・労働基準監督署

2. 屋根 足場の設置が困難な屋根上作業での 墜落防止対策のポイント

<https://www.mhlw.go.jp/content/000550445.pdf>



建設業の事業主・作業員の皆さまへ

足場の設置が困難な屋根上作業での墜落防止対策のポイント

【墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル】のポイント

建設現場の危険な作業は、中規模には減少していますが、この数年は減少が鈍っており、毎年300人以上の方が亡くなっています。

事故の発生状況を見ると、墜落・転落による死亡事故が47%を占め、最も大きな割合となっています。また、被害の発生頻度も高く、建設現場の安全確保が求められています。足場・シート等の設置の困難な現場は、事故の発生率が高くなる傾向があります。このため、足場と同等の、厚生労働省では、平成27年1月に「屋根上作業の危険な作業標準マニュアル」を制定しました。

このマニュアルは、建設現場に適用が難しい、屋根上での作業を安全に行うための対策として、足場が設置できない場合に適用できる安全対策の具体的な方法など、ハラスと同等の安全対策の活用が求められることとされています。

【ハラスと同等の安全対策】

ハラスと同等の安全対策は、足場が設置できない場合に必要です。足場が設置できない場合は、足場と同様の安全対策を講ずることが必要です。具体的には、足場と同様の安全対策を講ずることが必要です。

【足場と同様の安全対策】

足場と同様の安全対策を講ずることが必要です。具体的には、足場と同様の安全対策を講ずることが必要です。

【足場と同様の安全対策】

足場と同様の安全対策を講ずることが必要です。具体的には、足場と同様の安全対策を講ずることが必要です。

【足場と同様の安全対策】

足場と同様の安全対策を講ずることが必要です。具体的には、足場と同様の安全対策を講ずることが必要です。

【足場と同様の安全対策】

足場と同様の安全対策を講ずることが必要です。具体的には、足場と同様の安全対策を講ずることが必要です。

【足場と同様の安全対策】

足場と同様の安全対策を講ずることが必要です。具体的には、足場と同様の安全対策を講ずることが必要です。

詳しくは、佐渡労働基準監督署（TEL:0259-23-4500）までお問い合わせください

墜落・転落による労働災害を防止しましょう

3. 足場

足場からの墜落防止のための措置を強化します

<https://00m.in/WN2h1>



足場を使用する事業者・建設業などの元請事業者の皆様へ

足場からの墜落防止のための措置を強化します

改正労働安全衛生規則を、27年7月1日から施行

建設現場などで広く使用される足場からの墜落・転落による労働災害が多く発生しています。

厚生労働省では、足場を安全に使用していただくため、足場に関する墜落防止措置と足場に関する労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。平成31年7月1日から施行します。

※一部規定については別途通知、指導書が作成されます。

<改正のあらまし>

- 1 足場の組立てなどの作業の墜落防止措置を充実
 - ◆足場部分の組立てなどの作業を行うときは幅40cm以上の防護柵を設置してはならない
 - ◆安全柵の設置を厳格にし、労働者に安全柵を破損させてはならない
- 2 足場の組立てなどの作業に特別教育が必要
 - ◆足場の組立て、解体または変更の作業に特別教育が必要になります。
- 3 足場の組立てなどの際は注意書も点検が必要
 - ◆建設業、建設業の元請事業者等の注文者は、足場作業員への組立て、一部解体・変更時、次の注意書を厳格に交付し、点検してはならない。
- 4 足場の作業床に関する墜落防止措置を充実
 - ◆作業床と他の構造物との間に隙間を設けてはならない
 - ◆作業床の縁上、足場や架設橋、作業橋の中心部で手すりなどを取り付けず、前後の欄干以外の部分も手すりを設け、作業終了後撤去し直してはならない。
- 5 簡易足場（準簡易足場）に関する規定の見直し
 - ◆簡易足場の他の構造物から突出する部分の突出高は、原則として半分以上を超えてはならない。突出高が半分以上を超えない場合は、突出部分の突出高を半分以上に短縮し、この必要はない。

改正「足場からの墜落・転落災害防止対策関係指導書」

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

4. トラック

トラック荷台からの墜落を防ぐために

<https://00m.in/CVHKz>



陸上貨物運送事業におけるトラック荷台からの転落を防ぐために

荷台昇降設備・設備はありますか？

陸上貨物運送事業（トラック運送事業）における労働災害は、荷役作業中に発生したものが約6割を占めています。特に荷台からの転落が中心に発生しており、このうちトラックの荷台から転落した労働者の約4割は、重傷または死亡の被害を受けています。このほかにも「足場の組立てなどの作業」に関する労働災害も発生しています。このため、トラックの荷台作業への労働者の注意が求められています。労働者の安全確保のため、転落防止対策のチェックポイントを紹介します。

トラック荷台からの転落防止対策

荷台への昇降時の転落が40%を占める

転落防止対策のチェックポイント

- 荷台昇降設備の有無
- 荷台昇降設備の点検状況
- 荷台昇降設備の取付け位置
- 荷台昇降設備の取付け方法
- 荷台昇降設備の取付け強度
- 荷台昇降設備の取付け位置
- 荷台昇降設備の取付け方法
- 荷台昇降設備の取付け強度

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

5. 墜落制止用器具

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

<https://00m.in/wOxp5>



安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします～

厚生労働省は、建設業等の箇所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な作業のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します（名称の改定）

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。

「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

安全帯	墜落制止用器具	安全帯を廃止する機器は以下のとおり。改正後は認められず、作業中に使用してはならない。
① 胴ベルト型（一本つり）	→	胴ベルト型（一本つり）
② 胴ベルト型（二本つり）	→	×
③ ハーネス型（一本つり）	→	ハーネス型（一本つり）
2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

墜落制止用器具はフルハーネス型（フルハーネス型）を使用することが原則となります。フルハーネス型とは、全身（体重75kg以下）を支えることができる器具（胴ベルト型（一本つり））を使用できます。
3. 「安全衛生特別教育」が必須です

以下の条件を満たす労働者は、特別教育（学科4.5時間、実技1.5時間）を受けなければなりません。

▶ 高さ2m以上の箇所において作業を行うこと（作業開始前、作業終了後、作業中、作業後、作業再開時）

▶ 作業開始前、作業中、作業後、作業再開時、作業再開時

事業者の皆様は、このガイドラインを参考に、安全・安心な作業環境を整え、労働者の安全確保に努めてください。作業現場での安全確保に努めてください。

安全帯の改正について P.3～

ガイドラインについて P.4～

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

詳しくは、佐渡労働基準監督署（TEL:0259-23-4500）までお問い合わせください